

# 在日韓国人青年会議所に対する 賛助会員サービス及び業務、資格について

## 1. 賛助会員へのサービス

- ①賛助会員（LOM）は、日本青年会議所が特定する本会議所の行事に参加することが出来る。
- ②賛助会員（LOM）は、日本青年会議所の全ての委員会にオブザーバーとして会員を出向させることが出来る。
- ③賛助会員（LOM）には、下記の出版物を各一部配布する。  
日本青年会議所総合基本資料LOM編及びNOM編  
日本青年会議所機関紙「JC PRESS」、「50億」等
- ④賛助会員（LOM）は、日本青年会議所機関紙「JC PRESS」、「50億」等に寄稿することが出来る。
- ⑤賛助会員（LOM）の理事長、役員、そして事業内容を日本青年会議所総合基本資料LOM編に掲載する。
- ⑥日本青年会議所は賛助会員（LOM）の要請に応じて、インストラクターの派遣を行う。

## 2. 賛助会員の義務

- ①賛助会員は、次の通り入会金及び会費を納入しなければならない。
  - (1) 入会金 金50,000円
  - (2) 会費 事業年度ごとに一口 金50,000円（一口以上何口でも可）
  - (3) 納入期日 毎年2月末日までとする。但し、当該年度に入会した賛助会員は、その承認後直ちに納入するものとする。
  - (4) 納入方法 会費の納入は、指定口座に振込むものとする。
  - (5) 既納の入会金及び会費はこれを返還しない。
- ②賛助会員は、日本青年会議所が特定する本会議所の行事に参加する場合、規定の登録料を納めなければならない。

## 3. 賛助会員の資格

- ①賛助会員は正会員に該当しないもので、本会の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人又は団体であって理事会において入会を承認されたものとする。
- ②賛助会員が死亡、解散又は破産したときは退会したものとみなす。
- ③賛助会員は議決権を有しない。
- ④賛助会員の除名については総会で審議し、議決する。
- ⑤その他 賛助会員に関して必要な事項は、理事会において別に定める。